

漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について

1. 告示の趣旨

農林水産大臣が当該許可又は起業の認可を行うに際しては、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第1項の規定に基づき、許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数、及び許可又は起業の認可を申請する期間を定め、これを公示することとされている。

指定漁業の許可期間は同法第60条第1項により5年と定められているが、遠洋底びき網漁業にあっては、主に国際条約の管轄対象となる公海で操業されることから、毎年見直される国際条約、国際漁業管理措置の取り決めを適切に操業に反映させる必要があることから、遠洋底びき網漁業の許可の有効期限は1年としている（同法第60条第1項及び第3項）。

本告示は遠洋底びき網漁業の許可の有効期間が平成22年7月31日をもって満了することを受け、平成22年8月1日からの1年間の許可又は起業の認可隻数、並びに申請すべき期間の公示を行うものである。

2. 告示の内容

- (1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数は42隻とする。
- (2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間は告示の日から3か月間とする。
- (3) 許可の有効期間は平成22年8月1日から平成23年7月31日まで（1年間）とする。